

**環境省では、バーゼル法・廃棄物処理法の該非について、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境事務所で、事前相談を受け付けています。**

(経済産業省(委託先である一般財団法人日本環境衛生センターを含む。)では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできません。)

**各地方環境事務所への事前相談に必要な書類は次のとおりです。**

## **別紙1：事前相談に必要な書類**

### **1. 必ずご提出いただく書類**

以下の書類は、事前相談を行う際に、最低限必要な書類です。必ずご用意ください。

- (ア) 輸出案件用確認事項(輸出の場合のみ、別紙2にご記入ください)
- (イ) 廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書(別紙3を参照し別紙4にご記入ください)
- (ウ) 貨物と金銭フロー図(別紙5を参照し作成してください)
- (エ) 発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類(契約書、インボイスなど)
- (オ) 貨物のカラー写真(貨物の状態がはっきりわかるもの)
- (カ) 発生工程及び処理工程を示す書類(工程図、施設の写真、企業概要など)

### **2. 必要に応じてご提出いただく書類**

- (ア) 廃棄物処理法に基づく許可書(いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合)
- (イ) 成分分析表
- (ウ) 分析サンプル写真
- (エ) 相手国における許可書
- (オ) 中古自動車の輸出の場合
  - ・ 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書
- (カ) 中古自動車部品の輸出の場合
  - ・ 電子マニフェストの写し
- (キ) その他

※ 別紙1の書類を全てご提出いただいても、廃棄物、特定有害廃棄物等の該非判断ができない場合もあります。ご承知おきください。

## 別紙2：輸出案件用確認事項

### (中古車・中古自動車部品用)

記入される方へ：

以下の事項は、今回相談の輸出が廃棄物の不適正な輸出に該当しないことを確認するために必要なものです。記載いただいた内容については、電話で追加説明を伺う場合がありますので、記入に際し不明な点がある場合には、あらかじめ輸出者等に内容を確認するようお願いいたします。

1. 国内において廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に違反して排出されたものでないことを確認するため、輸出物の発生経路に関して、以下の3つのうちいずれか該当するものにレ点を付して下さい。

- 中古車として、部品取りを行わず（一時的かつ軽微な部品取り外しを除く。）に丸車として輸出するものである。
- 使用済自動車として引き取られ、未作動エアバック等の処理を行った自動車(廃車ガラ)について、解体自動車の全部を利用するものとして、自動車リサイクル法の許可を受けた解体業者から引渡しを受けて資源として輸出するものである。
- 自動車リサイクル法の許可を受けた解体業者が解体した廃車ガラから得られた部品を、中古自動車部品として輸出するものである。

( )

2. 中古車(丸車)として輸出する場合、以下の3つのうちいずれか該当するものにレ点を付して下さい。

- 部品の取り外しは一切行っていない。
- 部品の取り外しを行っているが、その内容は「中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲についてのお知らせ」(平成25年2月4日経済産業省製造産業局自動車課・環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡)における「中古車の輸出として認められる部品取り外しの範囲」の範囲内である。
- 上記事務連絡の範囲を超える部品取りを行っているが、その内容について経済産業省自動車課又は環境省リサイクル推進室の確認を受けている。

( )

3. 解体自動車の全部利用、又はその一部を中古自動車部品として輸出する場合、以下適合するものにレ点を付して下さい。また、括弧内に解体業者名及び解体場所の所在地をご記入下さい。

- 再資源化基準に従い、フロン類、エアバッグ類、鉛蓄電池等の電池類、タイヤ、廃油、廃液及び蛍光灯が取り外されていること。
- 上記の作業を行ったのが自動車リサイクル法の許可を受けた解体業者であること。
- 中古部品として動作することを確認し、輸送中の破損を防ぐ措置が講じられていること。

( 解体業者名：  
解体場所： )

4. 万一相手国で入管できなかった場合の対応 (いずれか該当するものにレ点を付して下さい。)

- 輸出者の責任において日本に再輸入する。
- 保険会社が引き取る。

( )

平成 年 月 日

記入者所属： \_\_\_\_\_

記入者氏名： \_\_\_\_\_

## 別紙3：事前相談書記入要領

### 1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合には記入は不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ③担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印してください。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑥の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入してください。

### 2. 輸出者・輸入者の欄

- (1) 相談者と輸出入者が異なる場合にお書きください。
- (2) 記入の要領は1と同様です。

### 3. 輸出入～実績の欄

- (1) ⑰輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑱～㉑の欄に申告の予定日、申告予定港、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれかに該当するものを○で囲んでください。
- (2) ㉒品目内容の欄には、全ての品目の具体的な名称ごとに発生事由、数量、及び性状を記入してください。
- (3) ㉓発生元の欄には、本貨物の第一次発生元（〇〇工場、〇〇商事等）を記入してください。
- (4) ㉔の欄には、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。また、仕入先が産業廃棄物処理業者の許可証等を持っている場合はその写しを添付してください。
- (5) ㉕取引の目的の欄には、当該物質を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するのかを具体的に記入してください。
- (6) ㉖輸出入後の処理方法の欄には、前記(5)の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入してください。
- (7) ㉗輸出入後の運搬経路には、輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。
- (8) ㉘処理事業者及び作業場所の住所の欄には、前記(6)の作業を実施する事業者名、住所を記入してください。
- (9) ㉙過去の輸出入実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出入実績について、有又は無のいずれか該当するほうを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。

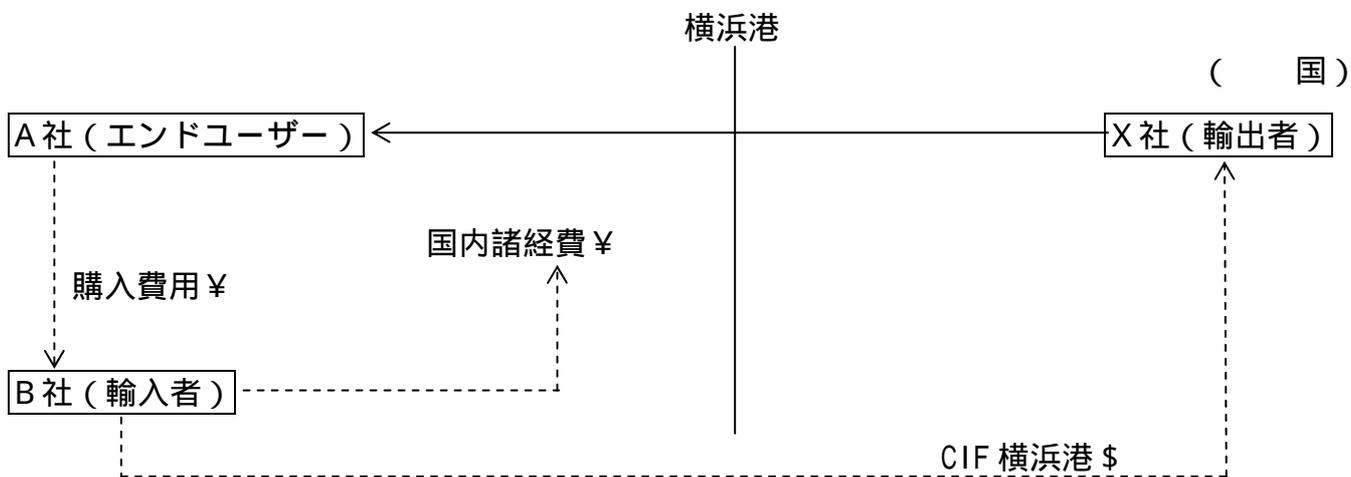


# 別紙5：貨物と金銭のフロー図

金銭の流れ：----->  
 貨物の流れ：—————>

< 輸入の一例 >

( A社がX社の貨物を購入するに当たり、A社の当該輸入に係る取引をB社が代行する場合 )

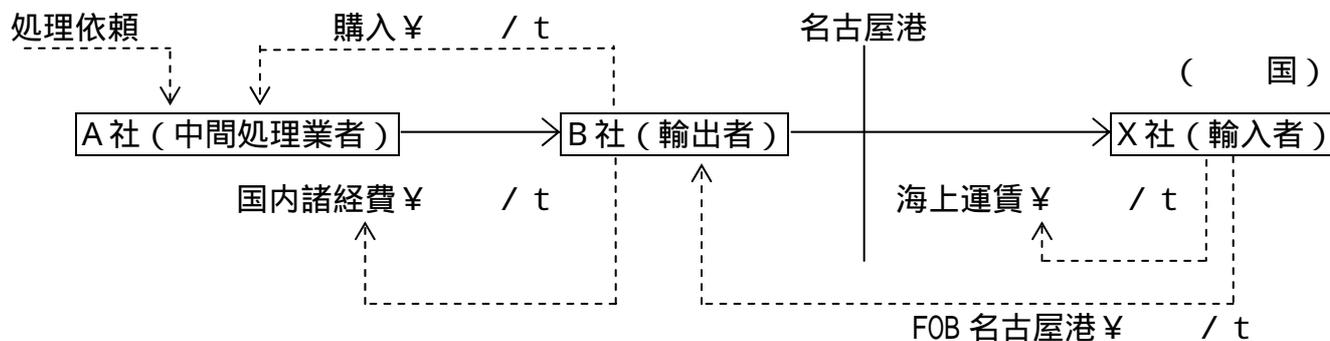


注1) 国内諸経費は、港の倉庫借料、港からA社までの輸送費、通関費用等を含む。

注2) CIF 横浜港価格は、海上輸送費を含む。

< 輸出の一例 >

( A社が鉄スクラップをB社に売却し、B社が当該貨物をX社に売却する場合 )



注) FOB 名古屋港価格は、国内諸経費 (港までの輸送費、港の倉庫借料、通関費用、船への積み込み費用等) を含む。

これらのフロー図の例のように、貨物と金銭の流れを介在する業者ごとに矢印で結び、その金額についても漏れなく記載するようお願い致します。  
 必要に応じて補足説明もご記入下さい。